

F: 情報提供

F-1 算定量に関する公的制度等¹⁶への反映の有無

提出資料 14: 当該申請取組のクレジットと公的制度に用いるクレジットをどのように区別・管理しているかを示す文書

算定量に関する公的制度等に参加している場合、制度名をすべて記入してください。

地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度に参加しています。

その他算定量に関する公的制度に参加しています。

※ 以下に具体的な制度名を記入してください。

[]

算定量に関する公的制度の対象とはなっておらず、参加していません。

F-2 情報提供のツール一覧と提供時期

提出資料 15: 当該認証プログラムによる認証ラベル等を使用する可能性のある情報提供案(包装、チラシ、ホームページ案等)

申請者印刷物

申請者作成・配布パンフレット: 配布等開始予定日 2023 年 5 月 日

申請者作成・配布チラシ: 配布等開始予定日 年 月 日

その他 (): 配布等開始予定日 年 月 日

申請者ウェブサイト: 公開予定日 2023 年 6 月 日

URL: <https://daigaku-ekiden.com/>

申請者の提供する製品・サービス: 販売等開始予定日 年 月 日

以下に商品・サービスを記入してください。

申請者の提供する会議/イベント: 開催予定日 年 月 日 ~ 年 月 日

以下に会議/イベント名を記入してください。

その他の情報提供媒体: 配布等開始予定日 2023 年 11 月 日

以下に具体的な情報提供媒体を記入してください。

テレビデータ放送画面

¹⁶ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度や、公的機関の実施する排出量取引制度に類似した制度等を指します。

F-3 プログラム管理者の定めるウェブサイトにおける公開情報 ¹⁷			
情報提供項目	記述欄	該当箇所	
(1) 全般	取組名称	公益社団法人 日本学生陸上競技連合 秩父宮賜杯第54回全日本大学駅伝対校選手権大会実施運営におけるカーボン・オフセット	表紙
	認証取得者名	公益社団法人 日本学生陸上競技連合	A-1
	取組の概要 A-6項目にある一覧表も添付すること。	秩父宮賜杯第54回全日本大学駅伝対校選手権大会※実施運営において、テレビ中継による燃料・電力使用、運営車・伴走車（警察関係車両は除く）及び中継車、廃棄物運搬車の燃料、選手及び大会関係者の移動に伴って発生するCO2を、大会運営後の実測値を元に算出しオフセットします。 クレジットはJ-クレジットおよびJ-VERを使用します。 ※全日本大学駅伝対校選手権大会とは、愛知・熱田神宮～三重・伊勢神宮の106.8km（8区間）を、全国25大学と全日本大学選抜、東海学連選抜の合計27チームにより競う駅伝大会です。	A-6
	適用したカーボン・オフセット第三者認証基準のバージョン	Ver 1.1	A-6
	認証有効期間	2023年 5月27日 ～ 2024年 5月26日	A-7
	オフセット主体 ^{※1}	申請者	A-8
	オフセットラベルの用途	申請者作成・配布パンフレット（大会プログラム）・テレビデータ放送画面	F-2
(2) 排出量の認識	認証対象活動	会議/イベント	B-1
	認証対象取組内の温室効果ガス排出活動	◇テレビ中継におけるヘリコプターのジェット燃料及び電力 ◇運営車・伴走車（警察関係車両は除く）及び中継車の燃料 ◇選手・大会関係者の移動（飛行機・電車等）に伴う電力・燃料 ◇ 廃棄物運搬車の燃料 ◇ その他の排出源（観客、その他の運営関係者等）	B-1
	算定対象範囲	◇テレビ中継におけるヘリコプターのジェット燃料及び電力 ◇運営車・伴走車（警察関係車両は除く）及び中継車の燃料 ◇選手・大会関係者の移動（飛行機・電車等）に伴う電力・燃料 ◇廃棄物運搬車の燃料	B-2
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書名等）	【算定方法】 1. イベント運営に係る排出量 （燃料） 燃料消費量 × GHG 排出係数 （電力） 消費電力量 × GHG 排出係数 2. 移動に係る排出量	B-3 B-4

¹⁷ F-3の全ての情報は、プログラム管理者の定めるウェブサイト(URL: <https://www.jcos.co/>)にて公開されますので、公開可能な情報のみを記入してください。

		<p>人数×移動距離×燃料消費率×GHG 排出係数</p> <p>【算定根拠】</p> <p>(人数)</p> <p>◇1チームの最小人数を10名(選手8名、マネージャー1名、監督1名)とし、保守的に20名とします。</p> <p>◇運営者については、運営担当チームの総数を元に保守的に設定しています。</p> <p>◇全日本大学選抜チームは、選手は12大学各チームから1人(福岡大のみ3人)、監督1人、コーチ1人、マネージャー1人、付き添い3人の計20人の参加とします。</p> <p>◇東海学連は、選手13人、監督1人、マネージャー1人、付き添い3人の計18人の参加とします。</p> <p>(移動距離)</p> <p>◇YahooJapan 路線情報(2022/12/13時点)</p> <p>◇https://transit.yahoo.co.jp/</p> <p>◇各大学の出発地(大学、選手寮、マネージャー住所)の最寄り駅から金山駅(愛知県)までの距離を対象とします。</p> <p>◇出発地については、各大学(駅伝部・陸上競技部含む)のHP参照</p> <p>◇領収書・請求書等を元にした第54回大会の報告書</p> <p>(燃料消費率)</p> <p>◇燃料使用量が不明な場合は、メーカー公表の燃費値を使用し実際の走行距離をもとに算出します。</p> <p>「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン(ver.2.0 平成23年4月 環境省)」</p> <p>http://www.env.go.jp/press/files/jp/17357.pdf</p> <p>(CO2 排出係数(電気))</p> <p>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 電気事業者別排出係数一覧 令和4年提出用</p> <p>https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/r04_coefficient_rev4.pdf(CO2 排出係数(ガソリン、軽油、ジェット燃料))</p> <p>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧</p> <p>https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran_2020_rev.pdf</p> <p>運輸部門における二酸化炭素排出量(国土交通省)</p> <p>(CO2排出係数(バス))</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html</p>	
	算定排出量	40 t-CO2	B-5 D-1
(3) 排出	認証対象取組内の温室効果ガス排出削減	<p>◇状況に応じ照明の調節・消灯を行います。</p> <p>◇効率的な重機の使用を促進するなど、会場準備に係るエネルギー使用の効率化を図ります。</p>	C-1

削減	の取組	<p>◇運営車（伴走車）には低燃費車、低公害車を使用します。</p> <p>◇テレビや新聞等の媒体を通じて、省エネ・省資源への取り組みを訴えます。</p> <p>◇中継所の設営には、再利用可能な資材を利用します。</p> <p>◇分別回収したものは、リサイクル業者に引き渡します。</p> <p>沿道の応援用小旗などすぐにゴミになってしまうグッズを使用しません。</p> <p>◇大会運営車に関してハイブリッド車、水素車の導入をします。</p>	
	消費者等又は寄付参加者への削減を促す取組※2		C-2
	認証対象取組外の温室効果ガス排出削減の取組	<p>オフィス内の空調管理や照明管理、印刷物の削減などの活動を行っています。</p> <p>また、普段から学生への啓蒙も積極的に行っています。</p>	C-3
(4) 埋め合わせ	無効化量、又は算定排出量に対するオフセット比率	40 t-CO2 100%	D-2 D-3
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類	J-クレジット オフセット・クレジット (J-VER)	D-4
	クレジットのプロジェクト名(プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む)	<p>① 登米市市有林間伐促進森林吸収プロジェクト</p> <p>② 愛媛県伊予森林組合における間伐促進型森林吸収プロジェクト(輝く森林[もり]を未来へつなごうプロジェクト)</p> <p>③ 中標津町町有林における森林経営活動</p>	D-4
	クレジットのプロジェクトタイプ(風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等)	森林管理	D-4
	クレジットの無効化(予定)日・無効化方法	①～③2023年1月25日(合計40t) 予定 いずれも政府の無効化口座への移転完了(予定)日	D-5
(5) その他必要事項	製品・サービス、又は会議・イベントのチケット等の販売価格		—
	消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無		—

※3	その他支払いに関する事項 (申込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等)		—
	販売事業者名		—
販売事業者情報	運営統括責任者名		—
	連絡先(所在地、電話番号、e-mail)		—
	ウェブサイトリンク先		—

※1 複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること(ダブルカウント)を防止するため、オフセット主体ごとに帰属するオフセット量を明確にすること。

※2 クレジット付きオフセット認証における消費者等及び寄付型オフセット認証における参加者等に対して、温室効果ガス排出削減を促す取組を行うこと。

※3 景品表示法、特定商取引法及び消費者契約法の対象となるものについては必須(例えば、インターネット等の通信販売や店頭販売を行う場合)。